

○議長（小林哲雄）

日程第9 議案第32号 指定管理者の指定について（開成町グリーンリサイクルセンター）を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町グリーンリサイクルセンター条例第7条の規定により、指定管理者に開成町グリーンリサイクルセンターの管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

それでは、まず、議案を朗読いたします。

議案第32号 指定管理者の指定について（開成町グリーンリサイクルセンター）。

次の者を開成町グリーンリサイクルセンターの指定管理者として指定したい。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称。名称、開成町グリーンリサイクルセンター。所在地、開成町金井島2318番地1。

2、指定管理者の名称等。名称、共和衛生工業グループ。代表者、有限会社共和衛生工業、代表取締役、高橋恒雄。所在地、開成町延沢642番地。

3、指定の期間。平成27年4月1日から平成32年3月31日まで、5年間となります。

平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

添付いたしました参考資料でございます。お開きいただいて、1ページには、指定管理者の候補者として先行された結果、この議案により議決をお願いしております、共和衛生工業グループからの指定申請書のかがみの写しでございます。

おめくりいただいて、2ページ目は、環境防災課から指定管理者選定委員会委員長宛てに提出いたしました、選定依頼書の写しでございます。

3ページは、選定委員長から環境防災課長宛てに送付されました、候補者選定結果報告書の写しで、裏面の4ページには、評価結果書が添付してございます。

では、選定の経緯等の詳細につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長であります、副町長からご説明申し上げます。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

それでは、指定管理者の選定委員会を代表しまして、開成町グリーンリサイクルセンターに係る指定管理者の選定に至りました経緯及び審査方法並びに剪定結果について、ご説明をさせていただきたいと思っております。この施設につきましては、昨年11月18日

の11月会議におきまして、変更契約の締結について、議案第40号としまして、それと指定管理者の指定の変更について、これは議案第41号で、既にご承認をいただき、財産の取得につきましても、先ほどご承認をいただいたところでございます。

11月会議での指定期間は平成27年3月31日までとする件につきましても、既にお認めをいただいていますことから、当該業務の所管課である環境防災課長より募集基準、審査依頼書の提出を受けてございます。

これを受けまして、昨年12月2日に選定委員会を開催し、審査基準をはじめ、募集要項等をまとめ、年明けの1月13日から23日まで、応募受付をしましたところ、2社からの応募がございました。その後、環境防災課長名で今、説明がありました参考資料の2ページにありますように、当委員会宛てに候補者選定依頼書が提出をされましたので、2月9日に選定委員会において、2社からの応募の申請書とともに出されました管理業務に係る事業計画書、収支計画書、定款、決算書票などによりまして、書類審査を行っております。

さらに2月12日には、選定委員会としまして、応募団体のヒアリングと評価書による評価を実施し、最終的に1社に決定をしております。

次に審査の方法でございますけれども、午前中は応募者によるヒアリングを行っております。このヒアリングにおきましては、1社、約40分間で行いまして、応募者からの説明を受け、各委員会から各委員から提出書類の内容などにつきまして質疑を行い、1件ごとに評価書に従った評価を行い、仮評価としてございます。

その後に、各委員により情報共有のための意見調整も行っております。さらに午後からは評価書による2社の最終評価を行いました。当委員会としましては、参考資料3ページにありますとおり、2月17日付けで、所管課である環境防災課長宛て、選定結果報告書を通知してございます。

この評価点の集計に際しましては、選定条件としまして、1、団体であること。2、各委員の評価を合計した結果で、21の評価項目中に1項目でも零点の項目がないこと。3、各委員の評価を合計した結果、得点が50%以上である。4、各委員の評価結果で、過半数超える委員の支持があり、かつ総合得点で1位であることの、この四つを定めてございます。

なお、当委員会は、私が委員長を務めさせていただいておりますけれども、ほかに4部長と教育委員会事務局参事、事務局長の内部委員に加えまして、外部委員として、円中にお住まいの藤井宏税理士さんにも入っていただきまして、計8名で構成をされています。

選定に当たりましては、教育委員会事務局参事と藤井税理士さんにつきましては、ご都合により、応募団体へのヒアリングと、評価書による評価には参加せず、他の委員6名で評価をさせていただきました。

また、この選定における審査基準を、利用者の平等な利用が確保されること。公の節の効果的な活用と、管理経費の縮減が図られること。管理が安定して行う物的及び人的能力があること。選定団体の経営状況などとして、その基準を満たすかどうかにより審

査をしてございます。最後に、評価結果でございますけれども、議案の参考資料４ページにございますとおり、委員６名による評価としまして、共和衛生工業グループの総合得点が３，７１０点と、第１位であり、得点率も６５．７８％あり、６名全員が１位に評価をしてございます。

この団体を選定した理由としましては、この指定管理業務に必要な能力を全般的に備えており、法令等を順守した安定した経営が期待できること。また、特に安定的な管理を行うための法律から技術的な裏づけまで、幅広く豊富な知識に基づく、人的及び物的能力を十分有していることなどを高く評価し、グリーンリサイクルセンターの指定管理者として一番すぐれているものとして選定をさせていただきました。

説明は以上です。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

１番、菊川敬人議員。

○１番（菊川敬人）

１番、菊川です。今回の指定管理者の募集方法については公募ということであります。今回、指定管理者の選考結果について、二、三質問をさせていただきます。

G R Cについては、指定管理者として１５年の指定がされているわけでありまして。そのうちの１０年と５カ月程度が経過したわけでありまして、去年の１０月の全員協議会で説明用の資料をいただきまして、そのときの説明資料によりまして、契約終了後に至った主な理由が述べられています。近隣同士の施設と競合によって、計画が確保できない。そのことにより、慢性的に赤字経営が続いているということがうたわれています。

そこで今度の公募方法について、私が疑問に思うところを質問いたします。

去年の１２月に、１月に公募しますと言うことを聞いていたんですが、私は１月に入りまして、ずっとホームページ等を気にして見ていたんですが、一向に公募されなかったんですね。それで実際に公募されたのは、多分１月１６日だと思うんですが。説明会があったのは１９日です。中３日しかなかったと思います。私自身が気付いたのは、ここに出ていたなと思って見たら、既に１９日を過ぎていました。そういったようなことで、非常に気にしたにもかかわらず、気付かなかった。非常に短期間であったということですね。しかしながら、よくぞここで２社が公募されたと感心しているんですが、どうしてこういう短い公募の仕方をされたのか、まずお伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

今、１月と言われましたが、１２月１５日に募集要項の配付を開始いたしまして、説明会も１２月１９日です。ということで、３日、４日しかないのは確かなのでございますが、この辺を１１月会議におきまして、契約変更等を認めていただいた後、それからでないと、新しい指定管理者の募集も着手できないということございまして、今日の会議に間に合わせるにはということで逆算しまして、ぎりぎりの設定ということでござ

いました。これは繰り返しになりますが、今日のこの会議に間に合わせるためのぎりぎりの日程調整の中で、3日、4日という周知期間になってしまったということでございます。ただ、説明会に参加しなかったからといって、応募できないわけではございませんので、それから、実際の募集受付までは一月、応募開始が1月13日でございますので、そこまでの間は時間的には、まだ少し余裕があったということになります。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

私がホームページを見るのが、ちょっと遅れたということでしょうか。見ていたんですけど、トップページにはなかなか上がってこなかったんですね。それは課の中のどこかに入っていたんじゃないですか。トップページとしては上がっていなかったんじゃないかと思うんです。

それからもう一つ、その中を見てみますと、非常に条件的に厳しいなという感じがいたしました。

一つは、町内に事務所がなきゃいけないということ、これは理解できますが、もう一つが、今のグリーンリサイクルセンターのあの事業、同種の事業を3年以上でしたか、経験がなければ応募できないよということで縛りがあります。そうしますと、町内において、あの仕事をやった経験があるというところは、今やっている人以外には、そう考えられないわけですね。ですから、そこで縛りをかけていくということが、私は公平性にちょっと欠けるかなと。技術的な面もありますが、ノウハウ等については、引き継ぎの習熟期間を設ければ、これはできることでありますので、その縛りはちょっと厳し過ぎる感じがしましたが、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは菊川議員のご質問にお答えします。縛りがきついと感じられた部分はわかる部分はありますが、基本的に町としては、この4月1日からスムーズに事業を進行していくために、これを取り上げたという中で、実際には2社応募がありまして、そういった状況を、書類審査とか、ヒアリングで確認させていただいて、実績がないという形ではなかったんですが、他の要素もあった中で、2社の優劣がついたという形になっています。

こういった事業をやるには、一般廃棄物の処理のものを持っていれば、誰でもできるかという、やはり堆肥化の部分も町は進めていきたいという部分もありましたので、そういった部分での条件付けということでご理解いただければ、それで1社しか応募がなかったということであれば、要綱に問題があったかもしれませんが、具体的には、公募に対して2社が応募し、そこで先行、ヒアリング等も行われたという形になっています。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、指定管理者の公募者の選定委員会の事務局の立場から一言ご説明申し上げます。

要綱の作成に当たりましては、委員会のほうで提出をされまして、その中で、先ほど申し上げたような条件をつけて、担当課から募集をかけたいという提案がございました。その中の議論では、先ほど委員長からもご報告がありましたけれども、やはりごみの剪定枝と申しましても、ある段階では一旦廃棄物になりますので、その部分の法令ですとか、その管理がしっかりとできるところでなければ任せられないということから、その募集要項の中に、相当期間の経験を有するという条件を付すことについては、特に問題はないと。逆に言うと、そういう条件はつけるべきだろうという議論がなされたというところでございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

そうしますと、もう一社は、廃棄物について経験がない、知識がないと見られたと私は受け取りましたけれども、本当にそれでよろしいのでしょうか。

それともう一つお伺いしたいのは、私の常識から言いますと、現状のGRCはギブアップしているわけですね、経営そのものに。その時点で、そこで変えるべきではないかと感じるわけなんですよね。そこをまた同業者がやられるということは、ちょっと違和感を感じます。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをしたいと思います。まず、1点目の経験値の問題ですけれども、もう一社の会社につきましても経験があるということで、文書で1枚頂戴しております。ただ、それは選定委員会の審査の中で中をよく見ていきますと、いわゆるあれだけの大きな規模における剪定枝を堆肥化するという部分については、経験があるというには少し足りないのではないかということで、その部分の評点が下がったということは事実でございます。

それから、2点目のギブアップ云々の話ですけれども、これは法的なお話になりますけれども、特定目的会社として3社によって設立された会社のうちの1社が幹事社となりまして、その残る1社が協力で入ることですから、法的には、これははっきり申し上げて、別の会社であるとしかお答えのしようがございませんので、その部分で、逆にそれを理由に排除するということになると、法的にそちらのほうの問題になるというふうに判断するところではございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

私は単純に、これは会社更生法だなという受け取り方をしたんですよ。それと、あの規模の仕事を経験するということは、あそこしかないわけですね。ほかにあり得ないんじゃないかなという気がするんですね。そこがひっかかるんです。今度指定管理を指定される業者さんが云々ということは、それは一切そういうことは考えないです。ただ、手法としてどうかなというのが疑問です。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えいたします。繰り返しになりますけれども、やはり3月31日で閉じてしまって、4月1日からどんどんと剪定枝が運び込まれるという状況を鑑みたときに、これはやはり経験があるところに任せなければ、全く立ち行かなくなるということが想定されましたので、どうしてもその部分に重きを置く結果となったということは特に否定は申し上げません。

○議長（小林哲雄）

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

今の論議と関係がございますけれども、今回の指定、公募とかやったわけですが、有限会社GRCの中の3社で今までやってきた。その代表者の方が、今回、公募していると。いろいろな条件、先ほど言いましたけれども、不自然に感じるんですね。というのは、あの施設で、責任を持ってきた3社の中のグループで、先ほど責任問題とかいろいろ言いましたけれども、そこにまた、いわゆる指定管理の公募があったから云々というのは、評価点においては、一般的な捉え方とすれば、下がると思うんですよ、町の捉え方は。だから、繰り返しになりますけれども、有限会社GRCの代表者の一人である方が今回も名称は違うんだと、会社が違うんだと言いながらも、グループでやってきた責任者でありますね。やはり違和感があるんですけれども、私が心配するのは、指定管理で今までまずさもあったし、そういうことがしっかりとやっていけるのか、心配なんですけれども、大丈夫ということで、これは出していると思うんですけれども、その辺の所見を聞きたい。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

ただいまのお話ですけれども、逆に裏を返せば、先ほど一つ前の議案で、茅沼議員がおっしゃっていただいた、同じ轍は踏まないという観点からすれば、今度こそはやっていただけるだろうということと。それから、提案内容についていえば、非常に非の打ちどころがないといいましょうか、ごく当然なご提案をされておりましたし、先ほど言った実績、それが限られた施設しかないじゃないかという考えもありますけれども、その中

で、できるところも限られているという判断もできるわけですので、委員会の中では、その点については、特に議論にはならなかったというところでございます。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

8 番、山田貴弘議員。

○8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。指定管理の指定ということで、今、同僚議員が同じ代表ではないかと言われているんですが、ある意味、ここを逆にとると、今まで P F I でなかなか双方が経営の改善ができなかった部分が、町が指定することによって、仕事をするほうはちゃんとしながら命令を発するところはちゃんと発するというところで位置付けができるのかなと。その反面、経験がある業者が落札してくれたということでは、安全運転でスタートできるのかなと思うところなんです、しかしながら、G R C という施設を開成町の一施設として今後考えるのか。広域と考えた場合、1 市 5 町になるのか、1 市 4 町かわからないですけども、そこまで拡大解釈をした中で、施設の有効性を図っていく方面に転嫁していかなければいけないとなると、今回、公募の部分は、町内の企業ということで限定をされております。次の指定管理を指定するときには、もう少し広域という部分で広げた中で公募をしていかなければいけないという、今回については、安全運転でスタートしたいというのは十分見えてきますので、理解するところなんです、G R C の位置付けというものを、町内に限ってではないよと、広域で考えていくよという部分のメッセージをもう少し欲しいなというところでよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、山田議員の質問にお答えします。山田議員おっしゃるとおりだと思います。今現在については、開成町及び南足柄市の一部が剪定枝として搬入されていますけれども、やはり広い目で見て、ごみ処理施設については、今、足柄上地区の資源循環型という形で動いていますから、そこが一段落したら、処理能力が限られていますので、全てをとというわけにはいきませんが、やはり広域の中で、上地区全体でごみを減らしていこうと、そういった位置付けとして G R C はあるんだよということであれば、5 年後については、そういう時代になっているのかなと。そういった場合に、開成町内だけという条件は外れる可能性はたぶんあるのではないかなと思っています。

○議長（小林哲雄）

7 番、茅沼隆文議員。

○7 番（茅沼隆文）

7 番、茅沼です。もう一遍だけ、最後に念押しというのですか、しておきたい。

前回のときの失敗の原因は、P F I の会社が出てきた事業計画書をそのままのみにしていたということが原因だと思うんです。1 日当たり 4.8 トンだか、4.9 トンの剪定枝が入ってくるであろうという事業計画に基づいた数値計画が提出されていた。こ

の数量はそもそもが足柄大橋とか、無料で受け入れたときに出了た数値で、実際にグリーンリサイクルセンターのときには有料になったので、それが半分以下になってしまったという、極端な数値の変化があった。この変化を見逃していて、向こうから出てきた事業計画書をそのままのみにして、やりましょう、やりましょうといった結果なんですよ。その辺のことも十分に検証していただきたいと思います。

先ほどの繰り返しになりますけれど、添付資料の中に、事業計画書、収支計画書というがあるので、この現実性をしっかりと検証するということを再度お願いしておきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

答弁よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

反対討論ですか。

1 番、菊川敬人議員。

○1 番（菊川敬人）

1 番、菊川です。議案第 3 2 号 グリーンリサイクルセンター指定管理者の指定について反対の立場で討論します。

現グリーンリサイクルセンターは、平成 6 年 6 月 8 日から 3 1 年 9 月 3 0 日の 1 5 年間を開成町グリーンリサイクルセンター整備・運営及び維持管理を目的として、指定管理者の契約締結がされています。

その経緯と実績について顧みますと、平成 1 6 年度から剪定枝等の受け入れが開始され、平成 2 0 年度からは受入量を増やすために、二宮町・大井町の公共施設からの受け入れも実施されている。翌 2 1 年度には、搬入量増加に伴い、事務員を 1 名増加し、さらに建設機械の導入を図ることで対応が図られてきています。

この後、2 2 年度・2 3 年度には、それぞれ一般企業から 4 0 トン以上の茶殻の受け入れ実績があります。また、同年 9 月 2 6 日堆肥置き場より臭気と汚水が出て神奈川県生活環境保全等に関する条例違反としての指摘を受け、早急に原状を回復するよう指導を受けるなど問題点が発生しています。

その後には、町発注による熟成槽設置工事を実施し、環境改善と生産性の向上に努めてきました。しかし、肝心の経営状況については、平成 1 6 年度から 2 5 年度までを見ると、平成 2 1 年度に剪定枝の搬入量が増加したことで、全売上額が伸びたものの、2 2 年度以降は微増にとどまっています。また、経常損失額も 1 6 年度から 2 5 年度まで毎年 2, 0 0 0 万円前後の損失となっています。

これらの要因として、初期の指定管理料が適正でなかったことの懸念ももたれるが、1 0 年間に於いて改善が図れなかったことに問題の起因があるように思えます。経営に



については、経営能力はもとより、危機管理の重要性をしっかりと認識することが肝要です。

このようなことから、新たに指定管理者を選考する運びとなりましたが、その選考法に疑問を抱き今回の反対討論にいたっています。

一つに、公募により選考するとしながらも、ＨＰで公開されたのは、説明会の３日前であり、余りにも余裕がなさ過ぎた。

二つに、公募要件として、現状のＧＲＣと同等の経験が一定期間あり、開成町に事業所のあるものとした極端に範囲が狭いこと。

三つ目に、現状と同一業者を指名することのメリットが不明である。また、選定理由についても納得がしがたい。

以上のことにより、今回の指定管理者の指名については、広く公募を図る目的から逸脱したものであり、その懸念を払拭するに至らないため、公平性が維持されていないものとして反対するものであります。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかに討論ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第３２号 指定管理者の指定について（開成町グリーンリサイクルセンター）、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。